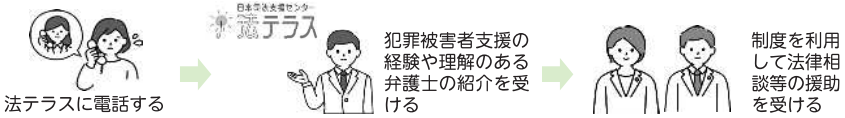
4 法テラスで利用できる弁護士に関する制度

① 犯罪被害者等支援弁護士制度（法テラスによる犯罪被害者等法律援助）

法テラスでは、対象となる被害者等の方に対し、原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から被害者支援の経験や理解のある弁護士による包括的かつ継続的な援助を行っています。

【利用の流れ】



【援助内容】

- 法律相談
- 被害届・告訴状の作成・提出
- 捜査機関や裁判所等への対応（対司法機関）
  損害賠償に向けた交渉・訴訟代理（対加害者）
  犯罪被害者等給付金の申請手続（対行政機関）
  取材対応（対報道機関）
  等の法律事務等

※　受任した弁護士との協議により、必要な援助内容を決めることができます。

【対象の被害者等】

次のページに記載された「対象となる犯罪被害」、「資力要件」を満たす被害者等（犯罪により害を被った方又はその方が亡くなった場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹）

Ⅵ 被害者等が利用できる支援制度

【対象となる犯罪被害】

- 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害（未遂罪を含む）
  （例：殺人罪、傷害致死罪、強盗致傷罪、危険運転致死罪など）
- 刑法における一定の性犯罪の被害（未遂罪を含む）
  （例：不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、監護者性交等罪など）
  ※　迷惑行為防止条例違反、性的姿態等撮影罪などは対象外です
- 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪の被害によって、治療期間が３か月以上または一定の後遺障害の被害を受けた場合
  （例：傷害罪、強盗致傷罪、危険運転致傷罪など）

※　令和８年１月13日以降に被害にあわれた方が対象です。

【資力要件】

申込者の資力（現金、預貯金など）に配偶者の資力を加算した額が300万円以下であること。

※　配偶者が相手方である場合など、資力を加算することが相当でない場合は、当該配偶者の資力を加算しないことができます。
※　犯罪行為を原因として１年以内に支出すると認められる一定類型の費用や、犯罪被害者等給付金、その他地方自治体などからの一定類型の給付金は、資力から控除します。

問合せ先：日本司法支援センター（法テラス）
犯罪被害者支援ダイヤル：0120-079714
（ＩＰ電話からは　03-6745-5601）

②　国選被害者参加弁護士制度

法テラスで利用できる国選被害者参加弁護士制度については、P38をご参照ください。

③　民事法律扶助制度

民事裁判等手続に関する援助として、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった際、無料で弁護士による法律相談を実施し、必要に応じて弁護士費用等の立替えを行っています。

④　ＤＶ等被害者法律相談援助制度

ＤＶ、ストーカー行為、児童虐待の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む）に対し、弁護士による法律相談を実施しています。法律相談は、民事事件・刑事事件にかかわらず行うことができます。

⑤　日弁連委託援助制度

被害者等の方が、犯罪被害者等支援弁護士制度等、法テラスの他の制度を利用できない場合においても弁護士による支援が受けられるよう、法テラスが日弁連からの委託を受けて実施している援助であり、一定の犯罪被害を受けた方に対し、刑事手続や行政手続に要した弁護士費用等の援助を行っています。

各種制度を利用するには、資力要件等の条件がありますので、まずは法テラスにお問合せください。

問合せ先：日本司法支援センター（法テラス）
犯罪被害者支援ダイヤル：0120-079714
（ＩＰ電話からは　03-6745-5601）
法テラス＜法的トラブル等に関する情報提供＞
☎ 0570-078374